

新監査公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、新潟市長から監査の結果等に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、これに係る事項を次のとおり公表します。

平成28年7月26日

新潟市監査委員 貝 瀬 壽 夫
 同 宮 本 裕 将
 同 水 澤 仁
 同 小 泉 仲 之

監査結果等に基づく措置
 平成27年度財政援助団体等監査結果報告（平成28年3月25日新監査公表第18号）分

監 査 の 結 果 等 (意見の内容)	措 置		措置実施部署
	改善措置または対応措置 (措置実施日)	再発防止措置 (措置実施日)	
<p>「財産経営」の視点での公設老人デイサービスセンターに係る指定管理者制度のあり方について</p> <p>「財産経営」の視点で、現在の公設デイサービスセンターに係る指定管理者制度のあり方を検討するといくつかの問題点が浮かび上がる。「① 施設所有と経営が分離した形で収益性のある介護保険事業が展開されていること」、「② 建築後の平均経過年数が18.4年となり、施設・設備の老朽化が進行していること」、「③ 指定管理期間が5年間と比較的短期であるため、「施設の長寿命化」に対する指定管理者のインセンティブが働きにくいこと」、「④ 施設の構造上、法人所有施設と一体で運営されている施設も多く、事実上そうした施設では当該法人以外には指定管理者になることは難しいこと」。</p> <p>政令指定都市における公設老人デイサービスセンターへの対応状況をみると、本市と同様に、指定管理者から介護保険収入等の一部納付を全く求めず、指定管理者制度により公設施設を維持している都市は、札幌市（7施設）、川崎市（2施設）、相模原市（3施設）のみで、他の都市では様々な方策を講じて問題の解決に取り組んでいる。そのような対応状況を参考に制度見直しの基本的方向性として、「施設の長寿命化のためには、施設を適正な価格で売却し、施設の所有と経営を一体化することが最も望ましい」、「他の市施設との複合施設であるなど売却・譲渡が難しい施設については、収益の一定割合あるいは減価償却費相当額を市に納付してもらい、施設改修については市が責任を持つことで、長寿命化へのインセンティブが働くようにする」、「社会福祉法人制度改革に基づく福祉サービスへの内部留保資金の再投下」と、大別して3つの方向性を示した。平成31年度までの現在の指定管理期間中に、立地している地域の特性や施設整備の経緯、施設・設備の実情、指定管理者の意向、業務に従事する職員の処遇などの諸条件を踏まえて、しっかり検討し、4年後の次期指定管理期間更新時までに施設別に最も有効な方向性が打ち出されることを期待する。</p>	<p>介護保険制度開始時と異なり、現在は民間事業者により数多くのデイサービスセンターが設置されていることから、公設デイサービスセンターのあり方については、今回の意見のとおり、見直しが必要であると考えている。施設所管課である各区健康福祉課などの関係課と協議を行いながら、次期指定期間更新時までに、一定の方向性を施設別に示せるよう、売却や譲渡、指定管理者制度における納付金制度の導入などについて検討していく。 （平成28年4月1日～平成31年3月31日）</p>		福祉部 高齢者支援課
	<p>標題の件について、制度見直しの方向性として、(1)施設の売却により、施設の所有と運営を一本化する、(2)収益の一定割合あるいは減価償却費相当額を市に納付してもらい、施設改修については市が責任を持って行う、(3)内部留保金について一定割合を施設修繕等に再投資することを義務付ける、の3つの方向性が示された。</p> <p>(1)の施設の売却については、民設施設の必要性、利便性を考慮しながら、今後のあり方を施設所管課である区役所健康福祉課から検討してもらう必要がある。</p> <p>(2)、(3)については、施設所管課である区役所健康福祉課及び高齢者福祉の制度所管課である高齢者支援課から、利用料金の一部を施設の修繕費の財源に充てる仕組みを検討してもらい、その仕組みが指定管理者制度全体の中で実施可能かどうかを、高齢者支援課と協議しながら、今回の指定管理期間更新までに検討していく。 （平成28年6月10日～平成31年3月1日）</p>		総務部 行政経営課